第５回定時株主総会
その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

【事業報告】　新株予約権等の状況
　　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
【連結計算書類】　連結持分変動計算書
　　連結注記表
【計算書類】　株主資本等変動計算書
　　個別注記表

(2025年９月１日から2026年８月31日まで)

株式会社オーバーラップホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項からこれらの事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2023年11月10日
新株予約権の数		4,510個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　902,000株（新株予約権１個につき　200株）（注）１
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　4,050円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　127,800円（１株当たり　639円）（注）２
権利行使期間		2023年11月13日から2033年11月12日まで
行使の条件		（注）３
役員の保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数　4,260個 目的となる株式数　852,000株 保有者数　3名

※　2025年２月21日開催の取締役会決議により、2025年３月11日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を実施しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は200株です。
ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、当初１株につき金639円とする。
なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

① 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(a) 639円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 639円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、639円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、639円を下回る価格となったとき。

(e) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が639円（ただし、上記２．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回ったとき。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権１個未満の行使は認めない。

⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、従業員もしくは顧問、又は業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の取締役）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

⑥ 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、これらの場合に該当する前に本新株予約権を行使する正当な理由があると取締役会（発行会社が取締役会非設置会社である場合は過半数の取締役）が認めた場合はこの限りではない。

４．新株予約権の取得に関する事項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議又は過半数の取締役による決定）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記３.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

５．組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは以下のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社又はその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨

を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記１．に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記５．（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から各新株予約権の行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

各新株予約権の資本組入額の条件に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記３．に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

上記４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、「内部統制の構築に関する基本方針」を定め、取締役や従業員の職務の執行が適切に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制づくりに努めております。当社グループの「内部統制の構築に関する基本方針」の内容は以下のとおりです。

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの構築に関する基本方針を定めるとともに、取締役及び使用人の法令等遵守を徹底する。

・当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を一定割合以上継続して選任する。

・当社は、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役で過半数を構成する「指名報酬諮問委員会」を設置し、役員選任及び役員報酬決定のプロセスについて透明性を確保する。

・法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス規程を作成し、社内各層に周知することにより、法令等遵守の徹底を図る。

・法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、社内窓口、監査等委員窓口、社外窓口を設けコンプライアンス違反等の情報を直接、連絡できるルートを確保する。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等、通報者の保護を徹底する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

・取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書・契約・電子取引データ管理規程等の社内規程を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備する。

・当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努めるものとする。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

・当社は、社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの識別及びリスクの低減並びにリスク発生の未然防止に努める。

・会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、リスク管理規程を定め、適

切かつ迅速に対応する体制を整備する。
・情報セキュリティ管理規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を行う。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・当社取締役会は、法令及び取締役会規程で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について
・当社は、子会社との緊密な連携のもと、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努める。
・当社は、関係会社管理規程に基づいて、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項とする。
・当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築する。
・当社のリスク・コンプライアンス委員会では、子会社を含むグループ全体のコンプライアンスに関する事項を審議し、また、内部通報制度においては、子会社の役職員からも直接に通報が行えるなど、子会社との連携を図り、グループ一体の運営を行う。

6．当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について
・取締役会は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
・補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査等委員会の承諾を得るものとする。

7．第６項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に任命された職員は、監査等委員会の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。

8．当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について
・社長を含む主要な監査等委員でない取締役は、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）と定期的に会合を行い、意思疎通を図る。
・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告されるほか、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行う。

9．当社の子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制について
・関係会社管理規程に基づく決裁・報告事項のうち、あらかじめ定められた事項は、監査等委員を経由して監査等委員会へも報告されることとする。
・当社は、グループ共通の内部通報制度を設けており、子会社の取締役、監査役及び使用人からの通報については、当社の監査等委員会も直接の窓口とする。

10. 第８項又は第９項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
・当社及び子会社のコンプライアンス規程において、第８項又は第９項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを明記する。

11. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について
・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

12. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
・子会社の取締役は、当社の監査等委員会が、その職務を適切に遂行するため、当社及び子会社の監査等委員又は監査役との意思疎通、情報の提供・交換を図る。
・当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会が制定した監査等委員会規則に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。
・監査等委員会は、監査の実施にあたり内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保つ。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について
・当社の反社会的勢力等排除規程において、反社会的勢力・団体との関係不保持を定める。
・反社会的勢力への対応については、反社会的勢力等対応マニュアルを定め、顧問弁護士及び所轄警察署又は暴追センターと緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努める。
・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等、反社会的勢力排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備及び運用状況についての確認を実施しております。当事業年度に実施した当社グループ各社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

1．取締役の職務の執行に関する取り組みについて

取締役会は、社長を議長とし、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に対する迅速な意思決定を行っております。これらの取締役会における実効性を高めるため、社外取締役に積極的に意見を求めるようにしております。また、取締役会は計６名の取締役により構成され、そのうち３名が社外取締役となっております。

2．監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は原則として月１回開催しております。但し、緊急に協議すべき問題点等が生じた場合は、臨時に監査等委員会を招集しております。

監査等委員会は、３名の監査等委員である取締役（うち３名が社外取締役）によって構成されており、監査等委員は、監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。監査等委員は、取締役及び部門長等と意見交換を行う

ほか、内部統制システム及びリスク・コンプライアンス管理体制の充実に向け監査活動を行っております。これらの職務の遂行に加えて、会計監査人から監査状況を聴取するとともに、会計監査人及び内部監査担当者との三者間の連携を密にすることにより、経営監視機能の充実を図っております。

3．コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組み

当社は、コンプライアンスを経営の基本と位置付け、コンプライアンスを維持し推進することにより、もって当社グループの社会的責任を全うすることを目的とした「コンプライアンス規程」を定め、役職員に対し、コンプライアンスに関する重要性を理解し、コンプライアンスを最重要の行動規範と位置づけて行動することを義務としております。

また、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定めると共に、社長を委員長とし、当社社内取締役、監査等委員、部長、各子会社代表者及び委員長が必要と認めた者を委員として構成されるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なリスク管理体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、四半期に一度リスク・コンプライアンス委員会を開催し、各委員よりコンプライアンス及びリスク管理に関する情報共有と対処内容についての確認を行っております。

連結持分変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素 確定給付制度の再測定	
2025年９月１日残高	10	4,993	3,124	－	8,128
当期利益	－	－	1,599	－	1,599
その他の包括利益	－	－	－	3	3
当期包括利益合計	－	－	1,599	3	1,603
配当金	－	△724	－	－	△724
株式報酬取引	－	2	－	－	2
新株予約権の行使	25	23	－	－	48
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	－	－	3	△3	－
所有者との取引額合計	25	△698	3	△3	△673
2026年８月31日残高	35	4,295	4,728	－	9,058

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　2社

・主要な連結子会社の名称　　株式会社オーバーラップ
株式会社オーバーラップ・プラス

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

イ．当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産に関しては、当社グループが当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当該金融資産を当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ロ．事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

Ⅰ．償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

Ⅱ．公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

ハ．金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

ニ．金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
・貨幣の時間価値
・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、主として加重平均法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	7～10年
工具器具及び備品	2～ 8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④　無形資産の償却方法

無形資産については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

コンテンツ資産　　1年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続的に使用可能であり、かつ、予見可能な将来にわたってサービスを提供することを経営陣が計画しているため、耐用年数を確定できないと判断しております。耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については償却を行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

⑤　リース

当社グループは、契約時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直し又はリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては認識に関する免除規定を適用しており、使用権資産及びリース負債を認識せず、費用を定額で認識しております。

⑥　のれんに関する事項

取得のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び負債の公正価値正味価額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんにその超過額として計上測定しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。当初認識後ののれんについては、連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。減損については、「⑦ 非金融資産の減損」に記載しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

⑦　非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、個々の資産又は資金生成単位に係る減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損テストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

過去に減損損失を認識したのれん以外の資産については、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能性を見積もり、回収可能価額が帳簿価額を上回るときは、減損損失を戻入れております。減損損失の戻入れは、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限としております。

⑧　重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いており、時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

当社グループは重要な引当金として、資産除去債務を認識しております。

・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃借オフィス等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

⑨　従業員給付

イ．短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点でコストとして認識しております。賞与の支払及び有給休暇に係る費用については、法的、若しくは推定的な債務を有し、かつ信頼性をもって金額を見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ．退職後給付

従業員の退職後給付制度については、確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。なお、当社グループは退職金制度の変更を行っており、確定給付年金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。

⑩　収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第９号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。
ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

イ. 紙書籍	紙書籍売上高は、当社グループが出版した紙の書籍を、書店と出版社をつなぐ流通業者（以下、「取次」という。）を介して各書店に販売する事業から生じる収益であり、取次に書籍を受け渡した時点で取次が当該書籍に対する支配を獲得していることから、その時点で履行義務が充足されると判断し、受渡時に収益を認識しております。また、紙書籍の販売については、出版業界における特殊な慣行として、取次及び書店に配本した出版物について、配本後も返品を受け入れることを条件とする委託販売制度があるため、発生し得ると考えられる予想返品額を、返品率等を計算基礎として算出し、収益の額から控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返金負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。
ロ. 電子書籍	電子書籍売上高は、当社グループが出版した書籍の電子データを、各電子ストアを通じて一般消費者に販売する事業から生じる収益であり、一般消費者が当該書籍の電子データを電子ストアにおいて購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該購入時に収益を認識しております。
ハ. コンテンツ電子配信サービス	コンテンツ電子配信サービス事業においては、アプリ等を通じて顧客である一般消費者に電子書籍配信サービスを行っており、一般消費者がアプリ等において、電子書籍を購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該購入時に収益を認識しております。

⑪ 外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。
決算日における外貨建貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートで機能通貨に換算しております。
公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

⑫ 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

2．会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テスト

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

イ．のれん	7,679百万円
ロ．商標権（無形資産）	3,885百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。
当社グループは、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産に関する減損テストにおいて、回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した今後３年度分の事業計画と予測を超える期間における成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前の割引率12.5％により現在価値に割引いて算定しております。成長率は、資金生成単位又は資金生成単位グループの属する産業もしくは国における長期の平均成長率を勘案して1.0％と決定しており、市場の長期の平均成長率を超過しておりません。

事業計画は、主要な仮定である当該事業の将来の売上収益の推移を含んでおり、当該事業の将来の予測に関する経営者の評価と過去実績に基づき、外部及び内部情報を加味したうえで作成しております。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

3．連結財政状態計算書に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　　58百万円

4．連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　20,076,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年10月15日臨時取締役会	普通株式	724	36.20	2025年8月31日	2025年11月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年10月26日臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	883	44.00	2026年8月31日	2026年11月13日

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、純有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）及び自己資本比率です。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

③ 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値です。当連結会計年度末において、金融商品の信用リスクに重要性はありません。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。

当社グループは、必要となる流動性については、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しており、継続的にキャッシュ・フローをモニタリングすることで、流動性リスクを管理しております。

⑤ 金利リスク管理

当社グループが保有する金融負債の一部については、約定金利が設定されており、変動金利での借入を行っている場合には、利息の金額は市場金利の影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。

（2）金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）
レベル２：レベル１以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

イ．公正価値の算定方法　　金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しております。

（借入金）

借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額によっております。

ロ．償却原価で測定する金融商品　償却原価で測定する金融商品は、帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成しておりません。

ハ．公正価値で測定する金融商品　公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は、重要性が乏しいため開示を省略しております。

ニ．評価プロセス　　レベル３に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は適切な責任者によりレビューされ、承認されております。

ホ．レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル３に分類された金融商品については、重要性が乏しいため開示を省略しております。

6．収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

顧客との契約から認識した売上収益分解は次のとおりです。

（単位：百万円）

	売上収益		
	自社IP	他社IP	合計
紙書籍	1,389	344	1,733
電子書籍	5,470	2	5,472
その他	1,202	113	1,316
合計	8,062	460	8,522

(2) 契約残高

（単位：百万円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,230	2,973
契約負債	65	64

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり親会社所有者帰属持分　451円20銭

(2) 基本的１株当たりの当期利益　79円90銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					繰越利益剰余金			
当期首残高	10	－	4,939	4,939	△114	4,834	24	4,859
当期変動額								
剰余金の配当	－	2	△726	△724	－	△724	－	△724
新株予約権の行使	25	25	－	25	－	50	△1	48
当期純利益	－	－	－	－	2,191	2,191	－	2,191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	25	27	△726	△698	2,191	1,517	△1	1,516
当期末残高	35	27	4,212	4,240	2,076	6,352	23	6,375

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物及び建物附属設備については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び建物附属設備	７年～10年
工具、器具及び備品	２年～ ８年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。なお、当社は退職金制度の変更を行っており、確定給付年金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受取配当金収入

子会社からの受取配当金について、配当金の効力発生日をもって認識しております。

業務委託料収入

契約に基づいた受託業務を子会社に提供することが履行義務であり、当該業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　9,394百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない株式について、純資産持分額に取得時に認識した超過収益力を反映させたものを実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回るものの、関係会社等であって実行可能で合理的な事業計画があり、回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。この方針のもと、各社の実質価額を確認するとともに、取締役会で承認された事業計画の実行可能性や合理性について過去の実績との乖離の程度を含めて回復可能性と超過収益力の毀損の有無を判断することにより減損処理の要否を検討しております。さらに、事業計画に基づく重要な仮定は、事業計画の前提となる将来の経営環境や経済情勢の予測により影響を受けますが、一定の仮定をおいて各関係会社の事業計画に当該影響を織り込んだ上で、当該事業年度末における関係会社株式に係る実質価額の回復可能性の見積り及び超過収益力の毀損の有無の判断を行っております。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　48百万円

(2)関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	194百万円
長期金銭債務	53百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	576百万円

営業取引以外の取引高

受取利息	76百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	17百万円
税務上の繰越欠損金	251百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	275百万円
評価性引当額	△191百万円
繰延税金資産合計	83百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△12百万円
繰延税金負債合計	△12百万円
繰延税金資産の純額	71百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）（注1）	科　目	期末残高（百万円）（注1）
子会社	株式会社オーバーラップ	所有 直接 100.0%	業務委託 資金の貸付 役員の兼任 債務被保証	業務委託料の受取（注2）	574	売掛金	131
				資金の貸付（注3）	600	関係会社長期貸付金	2,294
				利息の受取（注3）	76	未収収益	63
				債務被保証（注4）	6,186	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）業務委託料については、委託業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両社協議の上で決定しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

（注4）当社の金融機関借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額には対応する債務の期末残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

11. 収益認識に関する注記

顧客から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

12. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たりの純資産額　316円41銭

（2）1株当たりの当期純利益　109円48銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。